

つくばみらい市 住宅改修Q&A

No.	分類	質問	回答
1	申請	現在、入院中（入所中）で自宅復帰に向けて住宅改修を行いたいが申請できるか？	事前申請は可能です。ただし、万が一自宅に戻ることが出来ないまま、先に改修を行ってしまった場合は支給対象となりません。退院（退所）の日を確認し、帰宅後にすぐ改修できるように準備を進めておき、在宅復帰後に行うことを推奨します。
2	申請	現在、認定申請中だが住宅改修の申請はできるか？	事前申請は可能です。ただし、認定の結果が非該当となった場合に、先に改修を行ってしまった場合は支給対象となりません。改修は認定結果を待ってから行うことを推奨します。
3	申請	新築や増築での住宅改修は給付の対象となるか？	新築や増築では給付の対象となりません。ただし、竣工日以降に行う住宅改修は給付の対象となります。
4	申請	家族が大工を営んでいるが、工賃はどうなるのか？	要介護者（支援者）が自ら改修を行う場合や家族が改修を行う場合は材料の購入費のみが支給対象となります。
5	申請	事前申請をした後に改修の内容を変更（追加）するにはどうすればよいのか？	原則、変更の場合は改修前に変更した内容で改めて申請しなおしていただきます。追加の場合は別の件として取り扱いますので、新たに申請をお願いします。
6	申請	申請書類の「複数事業者へ説明したことがわかる資料」とはどういうものか？	相見積を取っている場合は相見積の提出をお願いします。相見積を取らなかった場合は、ケアマネジャーが利用者に対して複数事業所を紹介したことがわかる支援経過等（特に様式の定めはありません）の提出をお願いします。ただし、住宅改修が必要な理由書をケアマネジャーが作成する場合で、理由書に記載してある場合は不要です。
7	申請	住宅改修を行う住宅の所有者が死亡している場合、申請手続きはどのようにしたらよいのか？	相続が確定している場合は、所有者がわかる書類の写し等（遺産分割協議書の写し等）を申請の際に添付してください。名義変更が行われていない場合には、「住宅改修誓約書」を添付してください。なお、「住宅改修誓約書」は当市のホームページからダウンロードできます。

つくばみらい市 住宅改修Q&A

No.	分類	質問	回答
8	手すりの取り付け	トイレにつける紙巻き器付きの手すりは対象となるか？	紙巻き器付きの手すりは対象となりません。しかし、トイレの状況から紙巻き器付きの手すりを使用せざるを得ない場合は一部は対象となります。その場合、同じメーカーの紙巻き器の値段などを差し引きし、手すり部分のみの金額が支給対象となります。
9	手すりの取り付け	手すりが老朽化している。新しいものに取り換える改修は対象となるか？	老朽化に伴う改修は対象となりません。例外として被保険者の身体の状態に変化があり、以前につけた手すりでは用を足さなくなってしまったなどの理由がある場合は対象となります。
10	手すりの取り付け	2階への手すりの取り付けは対象となるか？	対象となります。その場合は必ず住宅改修の必要な理由書に被保険者の普段の生活などがわかるように記載していただき、そこに手すりが必要だと伝わるように記入をお願いします。
11	段差の解消	スロープの幅や傾斜について制限はあるか？	つくばみらい市では「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（別表第2）」を参考にしています。そのためスロープは原則90cm、傾斜は1/12より緩やかにすることとなります。それよりも幅広などにする場合は、介護の状況などを理由書に記載していただき、理由がわかるようにお願いします。
12	段差の解消	玄関ではなく掃き出し窓にスロープを設置する改修は対象となるか？	対象となります。その場合は必ず住宅改修の必要な理由書に被保険者の普段の生活などがわかるように記載していただき、そこに改修が必要だと伝わるように記入をお願いします。
13	段差の解消	浴室にユニットバスを購入して設置することは対象となるか？	被保険者の身体状況により下記に該当する部分について、案分などにより価格が算出できる場合に、その該当の部分に限り対象となります。 ①浴室に入る際の段差の解消を目的とする場合 ②浴室の床を滑りにくい材料に変更を目的とする場合 ③浴室の床と浴槽の底の高低差などを解消する目的とする場合
14	滑りの防止、移動の円滑化のための通路面の材料の変更	階段に滑り止めのゴムを取り付ける改修は対象となるか？	対象となります。なお、滑り止めのためのゴムが突き出していたり、あまりに滑りが悪いと逆に転落の危険もあるため、改修にあたっては十分に注意をお願いします。

つくばみらい市 住宅改修Q&A

No.	分類	質問	回答
15	引き戸等への扉の取替え	既存の引き戸が重く開閉が困難である場合は対象となるか？	被保険者が在宅で生活をするうえで妨げになっているため交換する場合は対象となります。ただ老朽化のための交換は対象となりません。その違いがわかるようにしっかりと理由書に記載をお願いします。
16	洋式便器等への便器の取替え	すでに洋式便器が設置されているが向きを変える工事は対象となるか？	対象となります。理由書に向きを変える理由がわかるように記載をお願いします。
17	洋式便器等への便器の取替え	洋式便器から洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか？	既存の洋式便器が本人の身体状況の変化等により高さが合わず使用困難なため、本人の利用しやすい高さの洋式便器に取り替える場合は対象となります。 この場合、便器の取り替えに伴う給排水設備や床材の変更も付帯工事として取扱います。
18	その他	ユニットバスの設置については住宅改修の支給対象か？	対象の工事費が適切に按分されている場合は、床、浴槽、扉部分に限り介護保険住宅改修費の支給対象とします。按分については、メーカーにより材料費工事費を分けることができる場合は見積を添付し、メーカーからの見積り取得が困難な場合は、以下の按分率に従い費用を算出してください。 ●床（滑り・段差）：20％ ●浴槽（段差）：15％ ●扉（引き戸等）：10％ ※残りの55％は保険給付対象外となります。